



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 亀田製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 通泰
(コード番号 2220 東証第 1 部)
問合せ先 執 行 役 員
経営企画部長 藤崎 哲也
(TEL 025-382-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を、平成 27 年 6 月 18 日開催予定の当社第 58 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性をもたせるため、現行定款第13条、第14条及び第25条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。これに伴い、現行定款第13条及び第14条を一つにまとめ、現行定款第14条を削除するものであります。
- (2) 株主総会議事録は、法令により作成が義務づけられておりますが、議長及び出席取締役の記名押印は求められていないため、現行定款第18条第1項ではこれらを削除し、併せて第2項は法令に合わせた文言に変更するものであります。
- (3) 取締役会の監督機能をより一層強化する観点から、会社法上の制度ではない役付取締役の設定等を機動的かつ柔軟に取締役会で行うことを目的として、現行定款第24条第2項の役付取締役に係る規定を削除するものであります。
- (4) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、現行定款第31条及び第41条に各第1項を新設するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条及び第41条の一部を変更するとともに、第1項を新設するため、第2項とするものであります。

なお、現行定款第31条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (5) 上記（1）の条文削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

平成27年6月18日

定款変更の効力発生日（予定）

平成27年6月18日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1条～第12条（条文省略）</p> <p>(招集権者)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>(議長および議長権限)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>3. <u>議長</u>は、<u>取締役会</u>で定めた株主総会議事規則により、<u>総会議事の円滑な運営と総会の秩序を維持し、議事を整理する。</u></p> <p>第15条～第17条（条文省略）</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面で作成し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を議の日から10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備置く。</p> <p>第19条～第23条（条文省略）</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長を若干名選定することができる。</u></p>	<p>第1条～第12条（現行どおり）</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会</u>において定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、<u>議長</u>となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、<u>議長</u>となる。</p> <p>(削除)</p> <p>第14条～第16条（現行第15条～第17条どおり）</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日から10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備置く。</p> <p>第18条～第22条（現行第19条～第23条どおり）</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 (現行第24条第1項どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条～第30条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第31条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の<u>定める額</u>とする。</p> <p>第32条～第40条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第41条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の<u>定める額</u>とする。</p> <p>第42条～第49条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第29条 (現行第26条～第30条どおり)</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が<u>規定する額</u>とする。</p> <p>第31条～第39条 (現行第32条～第40条どおり)</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が<u>規定する額</u>とする。</p> <p>第41条～第48条 (現行第42条～第49条どおり)</p>